

事 務 連 絡  
平成 30 年 8 月 2 日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課 担当者様  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

一時扶助における家具什器費の見直しについて（再周知依頼）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

一時扶助における家具什器費につきましては、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）」（平成 30 年 6 月 27 日付け社援発 0627 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）等の通知を发出し、家具什器費の対象に冷房器具を追加したところですが、実施機関の担当者がこの取扱いを承知していない旨の指摘があるところですので。

つきましては、各都道府県・指定都市・中核市においては、管内の実施機関に対して改めて通知の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に通知の内容が確実に伝わるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、今回の見直しは、一時扶助費の対象に冷房器具を加えたものですので、一時扶助費の支給要件である、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合など、特別な事情がある場合に限り支給できるものであることについてご留意ください。

また、特別な事情がない被保護世帯については、毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄っていただくこととなりますが、必要に応じて家計管理への助言指導や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用の紹介など、適切なケースワークに努めるようご対応をお願いいたします。